

# 一般貨物自動車運送事業引越運賃料金

(平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき、公示された運賃に係る範囲(課税事業者用)の上限運賃率表)  
(平成16年1月23日国自第119号通達に基づき「総額表示方式」が施行され4月1日より実施)

## 引越運賃に係る範囲(課税事業者用)

### I、時間制・距離制運賃に係る範囲

## 関東運輸局

(単位:円)

時間制	車種別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車
	種別	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
時間制	4時間制	18,460	20,330	21,790	24,130	25,660	27,080	30,500	33,410	36,300
	8時間制	30,740	34,130	36,430	40,220	44,540	47,420	52,270	57,120	62,440
時間制	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すごとに	3,110	3,360	3,600	3,830	4,040	4,390	4,910	5,450	5,760
	100kmを超え110kmまで	34,100	37,720	40,300	42,970	47,600	52,260	58,970	65,380	67,630
距離	120 //	35,510	39,290	41,980	44,810	49,600	54,440	61,440	68,060	70,480
	130 //	36,920	40,900	43,640	46,610	51,610	56,640	63,940	70,800	73,310
	140 //	38,320	42,470	45,340	48,410	53,590	58,840	66,410	73,610	76,160
	150 //	39,740	44,050	47,020	50,230	55,610	61,040	68,880	76,420	79,000
	160 //	41,140	45,600	48,700	52,030	57,600	63,230	71,350	79,200	81,850
	170 //	42,550	47,180	50,380	53,830	59,620	65,400	73,870	82,010	84,700
	180 //	43,940	48,770	52,040	55,660	61,610	67,620	76,330	84,800	87,540
制	190 //	45,370	50,340	53,720	57,470	63,600	69,820	78,820	87,580	90,370
	200 //	46,790	51,920	55,430	59,270	65,590	72,000	81,290	90,380	93,230
	200kmを超え500kmまで20kmまでを増すごとに	2,510	2,780	2,960	3,170	3,520	3,880	4,370	4,850	5,020
制	500kmを超え50kmまでを増すごとに	6,290	6,980	7,440	7,970	8,810	9,660	10,870	12,120	12,520

(注意) 運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じて計算します。

## II、引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸切って、引越荷物を運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積合わせて運送する場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

- この運賃及び料金は、実車キロ(荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ)が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

- 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間(車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。)の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。  
この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にもたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときにのみ適用します。  
また、8時間制運賃は、上記以外の場合(基礎作業時間が午前から午後にもたがる場合又は4時間を超える場合)に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。
- 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。  
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。
- (運賃計算の方法)
- (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数といいます。以下同じ)及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。  
(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(は数の処理)

- 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)

- 運送区間に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地	域	期 間	割引率
北海道		自11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県		自12月1日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		至 3月31日	

(休日割増)

- 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2割
---------------------	----

(深夜・早朝割増)

- 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)におこなわれる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3割
-----------------------------	----

(車両留置料)

- 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

(実費負担)

- この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。